

霧島温泉

国民保養温泉地計画書

平成29年9月
環境省

— 目 次 —

1. 温泉地の概要	1
2. 計画の基本方針	2
3. 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策	3
4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画 又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等	4
5. 温泉資源の保護に関する取組方針	5
6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策	12
7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策	17
8. 高齢者、障がい者等に配慮したまちづくりに関する計画	21
9. 災害防止対策に係る計画及び措置	25

添付

- 1 霧島温泉地位置図
- 2 霧島温泉郷、霧島神宮温泉郷区域図

1. 温泉地の概要

霧島山の東南山腹 400mから 910mの高原地帯に施設が散在する温泉地で、南に錦江湾を望み、羨望は広い。林田、硫黄谷、丸尾などの各温泉は施設が整っている。その他の温泉は未開発の温泉資源とされているものもあり、素朴な昔の風情を残している。霧島温泉郷は新湯、林田、硫黄谷、丸尾、湯之谷、関平などがあり、また、霧島神宮周辺には霧島神宮温泉郷がある。当温泉地の面積は霧島温泉郷が約 10 平方キロメートル、霧島神宮温泉郷が約 10 平方キロメートルである。

霧島錦江湾国立公園はこの温泉地の一部を含んでおり、優れた自然の風景が保護されており、自然を活用することで国民の保健、休養に資するとともに、生物の多様性が保たれている地域である。

この温泉地の四季といえば、4月上旬の霧島高原国民休養地一帯の桜から始まり、初夏にかけては霧島山等で有名なミヤマキリシマツツジが咲き乱れる。夏は登山、ハイキング、キャンプ、テニス、乗馬などの人々で賑わい、避暑地としても最適で、秋は高原一帯の紅葉を堪能できる。冬の高原では美しい霧氷のモノトーンの世界を楽しめる。

付近の名所には霧島神宮があり、霧島山の南麓に位置し、天孫降臨神話の主人公であるニギノミコトを祀っている。境内には老杉が茂っており、神話伝説で名高い高千穂峰や紅葉の名所大浪池なども近い。また、坂本龍馬が妻お龍と新婚旅行でも訪れた地としても有名で、雄大な自然や豊富な湯量を持つ温泉で激動の幕末で活躍したその身体を癒したといわれている。毎年3月に「龍馬ハネムーンウォーク in 霧島」というウォーキングイベントが開催され、3,000人以上の参加者で賑わっている。また、鹿児島県で唯一の森林セラピー基地に認定されており、森林の持つ癒し効果が科学的に実証された森林セラピーロードが整備されている。

足湯も多く、多くの観光客で賑わっている。



図 霧島温泉地の温泉街（左）と温泉（右）

2. 計画の基本方針

霧島温泉地は、霧島錦江湾国立公園の霧島地域を含んでおり、大自然の恵みである温泉は種類や湯量が豊富で、大型リゾートホテル、旅館、ペンションなど様々な宿がある。今後も豊かな自然を保護し、多様化する旅行者のニーズに対応し、高齢化社会、健康志向社会に対応した温泉地づくりを進めていくことを基本方針とする。

- ・ 自然環境を保全すると共に、自然を活かしたトレッキングコース、ウォーキングコース等の整備を行う。
- ・ 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師が配置されており、今後もこの医師と連携し、健康増進及び治療等ができる環境を維持する。
- ・ 多種多様な温泉の保護や適正な利用を推進する。
- ・ 衛生的な温泉施設を維持し、公共施設のバリアフリー化、看板等の多言語化標記を推進し、外国人、障がい者を含む様々な利用者に配慮した温泉地づくりを進める。
- ・ 大小様々な宿泊施設が旅館協会を組織し、一体となって当温泉地の魅力をPRすることで、温泉の利用を促進する。
- ・ 山地災害危険地区の設定や土砂災害警戒区域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の指定により災害の防止を図る。

3. 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策

(1) 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の概要

この温泉地は鹿児島県のほぼ中心地である鹿児島県霧島市牧園地区、霧島地区の霧島山中の山腹に散在し、標高 400m から 910m の間に位置している。この温泉地は昭和 9 年に日本で最初に指定された国立公園である霧島錦江湾国立公園の霧島地域を含んでおり、北部には韓国岳、大浪池、新燃岳、中岳、高千穂峰などの霧島火山群が高く連なってそびえている。この温泉地は霧島温泉郷と霧島神宮温泉郷に大別でき、それぞれ異なる趣を持っている。

霧島温泉郷は天孫降臨伝説の霧島山の懐から湧き出る様々な泉質があり、あらゆる症状に効果があるといわれている。付近には、布引滝、千畳敷、霧島最古といわれる岩風呂等の名所があり、旅館、ホテル等も多く存在し霧島観光の拠点となっている。

霧島神宮温泉郷は神話のふるさと天孫降臨のニニギノミコトを祀っている霧島神宮周辺に広がる温泉である。天孫降臨伝説にまつわる霧島山の麓だけに、神秘的な雰囲気醸し出している。宿はいずれも霧島神宮に近いので観光に便利で、大型リゾートやペンション、昔ながらの温泉旅館など種類が豊富である。

周辺には、森の癒し効果が科学的に証明された森林セラピーロードや霧島国際音楽祭が開催される霧島国際音楽ホールのほか、丸尾滝、御手洗滝、花房滝など様々な施設、自然がある。

(2) 取組の現状

健康のためにウォーキングをされている方が多くいるが、当温泉地周辺にもウォーキングコースがあり、温泉とともに健康づくりに一役担っている。

1866 年に土佐の坂本龍馬と妻お龍が日本で最初の新婚旅行で訪れた地を歩き、霧島の自然や歴史を楽しむ「龍馬ハネムーンウォーク in 霧島」が毎年 3 月にこの温泉地で開催されている。また、二人が歩いたハネムーンロード沿い、延長約 45 km に 57 基の道標が霧島市隼人町の浜之市から霧島神宮近くの霧島市観光案内所まで整備されており、そのハネムーンロードはこの温泉地を含んでいる。

霧島市は、リラックス効果が科学的に実証された森林を擁し、休憩・体験施設、医療機関などの関連施設があるため、平成 19 年 3 月に「森林セラピー基地」に認定されており、この温泉地周辺には 4 つの森林セラピーロードがある。このロードはいつでも散策することができ、また、希望者には専門の「霧島森林セラピーガイドクラブ」によるガイドが受けられる。温泉とともに市民、観光客等の健康づくりに寄与している。

霧島市では多種多様な温泉を巡るスタンプラリー「きりしまゆ旅」を実施し

ている。温泉につかりスタンプを集めて申請することで、番付を昇格し、オリジナルグッズを手に入れられる事業で、霧島の温泉の利用促進に繋がっている。

すぐれた自然風景を有する霧島錦江湾国立公園の霧島連山に関する諸機関相互の連携を密にし、もってこの地区の動植物、その他の自然保護に資することを目的として、霧島連山自然保護協議会が官・民含んだ関係団体で組織されている。本協議会では、会員相互及び関係機関との連絡提携、動植物等保護のためのパトロール及びPR、自然観察利用者指導などの事業を実施している。

自然、景観保全のためには、天降川を含めた河川の環境保全を図り、良好な河川環境を将来の次世代に引き継ぐため、霧島市天降川等河川環境保全条例を制定している。

河川景観保全アダプト制度や道路アダプト制度による取組を実施し、地域の住民や企業等が公共的な場所の美化活動を行っている。

また、地元の住民、団体等で、毎年2月23日に国道223の日として、この温泉地の主要道路である国道223号の清掃活動を実施している。

(3) 今後の取組方策

現在整備されているウォーキングコース等を引き続き適切に管理するとともに、認知度向上のために市民、観光客等に積極的に周知活動に努める。

また、アダプト制度を積極的に推進し、地域住民、企業や行政が一体となって環境保全活動を実施していく。

その他の事業についても引き続き実施し、自然環境、街並み等の保全活動を実施していく。

4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画
又は同医師等との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは
育成方針等

(1) 医師又は人材の配置の状況

当温泉地では、医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導を行う
医師を配置しており、その氏名及び活動の状況等は以下のとおりである。

① 医師

氏名	専門分野	活動内容	配置年度
衛藤 誠二	リハビリテ ーション 科、内科	鹿児島大学病院霧島リハビリテーションセ ンターに勤務。 一般社団法人日本温泉気候物理学会認定の 温泉療法医である。 当施設において、温泉を利用した運動浴、渦 流浴を利用した治療を行っている。	平成 17 年度
川平 和美	リハビリテ ーション 科、内科、 温泉医学	鹿児島大学病院霧島リハビリテーションセ ンターに勤務。 一般社団法人日本温泉気候物理学会認定の 温泉療法専門医である。	昭和 53 年度
下堂 蘭 恵	リハビリテ ーション科	鹿児島大学病院霧島リハビリテーションセ ンターに勤務。 一般社団法人日本温泉気候物理学会認定の 温泉療法専門医である。 当施設において、温泉を利用した治療・リハ ビリテーションを行うとともに、外来受診 にて温泉治療に関する相談に対応してい る。	平成 12 年度
松元 秀次	リハビリテ ーション科	鹿児島大学病院霧島リハビリテーションセ ンターに勤務。 一般社団法人日本温泉気候物理学会認定の 温泉療法専門医である。 当施設において、温泉を利用した治療を行 うとともに、随時温泉利用に関する相談に 対応している。また、温泉に関する研究を行 い、日本温泉気候物理医学会等で発表して いる。医学生への温泉医学の講義を行うと ともに、一般向けの講義も行っている。	平成 17 年度

(2) 配置計画又は育成方針等

当温泉では、(1)の医師の配置を継続する。

5. 温泉資源の保護に関する取組方針

(1) 温泉資源の状況

当温泉地は、現在、49の源泉が41施設に利用されている。

① 霧島温泉郷

No.	源泉	温度 (°C)	湧出量 (ℓ/min)	泉質	湧出状況	所有者	利用施設
1	硫黄谷12号	64.4	1,200	単純酸性温泉	自然湧出	民間	宿泊1施設
2	硫黄谷13号	58.5	1,900	単純酸性硫黄泉	自然湧出	民間	宿泊1施設
3	栄之尾3号	63.1	未調査	単純硫黄温泉	自然湧出	民間	宿泊1施設
4	栄之尾4号	66.2	未調査	単純酸性温泉	自然湧出	民間	宿泊1施設
5	栄之尾5号	67	未調査	単純硫黄温泉	自然湧出	民間	宿泊1施設
6	新湯2号	62.7	未調査	単純硫黄温泉(硫化水素型)	掘削自噴	民間	宿泊1施設
7	新湯3号						
8	新湯4号						
9	新湯5号						
10	関平1号	36.5	28	単純温泉	自然湧出	市	日帰り1施設
11	関平2号						
12	手洗13号	70.5	未調査	単純硫黄温泉	掘削自噴	民間	宿泊1施設
13	手洗14号	75	未調査	単純硫黄温泉	掘削自噴	民間	宿泊1施設
14	手洗15号						
15	手洗21号						
16	手洗24号						
17	手洗26号						
18	母野1号	46	100	マグネシウム・カルシウム・ナトリウム-炭酸水素塩温泉	掘削動力揚湯	民間	宿泊1施設
19	丸尾12号	62.4	未調査	単純温泉	掘削動力揚湯	民間	宿泊1施設
20	丸尾13号						
21	丸尾14号						
22	丸尾15号						
23	丸尾25号	66.5	86	単純温泉	掘削自噴	民間	宿泊1施設

24	丸尾28号	83.2	未調査	単純硫黄温泉	掘削 自 噴	民間	宿泊3施設
25	丸尾43号	94.8	未調査	含硫黄-ナトリウ ム-塩化物温泉	掘削 自 噴	民間	宿泊1施設、足湯の み2施設
26	丸尾51号	81.2	380	単純硫黄温泉	掘削 自 噴	民間	宿泊1施設
27	丸尾102号						
28	丸尾54号	91.4	未調査	単純硫黄温泉	掘削 自 噴	民間	宿泊1施設
29	丸尾62号	83.1	未調査	単純温泉	掘削 自 噴	民間	宿泊1施設
30	丸尾117号						
31	丸尾78号	68.7	未調査	単純温泉	掘削 動 力揚湯	民間	宿泊1施設、 研修1施設
32	丸尾80号	58.9	未調査	単純温泉	掘削 動 力揚湯	民間	宿泊1施設
33	丸尾82号						
34	丸尾84号						
35	丸尾113号						
36	丸尾97号	65.3	未調査	単純硫黄温泉	採掘自然 湧出	民間	宿泊1施設
37	丸尾101号	63.1	未調査	単純硫黄温泉	掘削 自 噴	民間	宿泊1施設
38	丸尾105号	75	未調査	単純硫黄温泉（硫 化水素型）	掘削 自 噴	民間	宿泊1施設
39	丸尾112号	79	200	単純硫黄温泉 （硫化水素型）	掘削 自 噴	民間	宿泊1施設
40	丸尾141号	65	100	ナトリウム・カルシ ウム・マグネシウム- 炭酸水素塩・硫酸塩 温泉	掘削 動 力揚湯	市	宿泊1施設、日帰り 1施設
41	湯之谷1号	44.1	140	単純硫黄温泉	自然湧出	民間	宿泊1施設

② 霧島神宮温泉郷

No.	源泉	温度 (℃)	湧出量 (ℓ/min)	泉質	湧出状況	所有者	利用施設
1	湯之野 1 号	59.1	1,700	単純硫黄温泉	掘削 自 噴	市	宿泊 12 施 設、日帰り 1 施設、足 湯のみ 1 施 設
2	湯之野 2 号						
3	湯之野 3 号						
4	湯之野 10 号						
5	湯之野 12 号						
6	湯之野 6 号	54.7	未調査	単純温泉	自然湧出	民間	宿泊 1 施設
7	湯之野 13 号	76.1	未調査	単純硫黄温泉	掘削 自 噴	民間	宿泊 1 施設
8	湯之野 16 号						

注) 複数の源泉を一の施設で使っている源泉もあるため、表中の利用施設数と温泉地の施設数は一致しない。

(2) 取組の状況

霧島市は「霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例」を制定し、温泉を利用した発電事業の実施に関する手続を定め、温泉資源の適切な保護及び適正な利用を図っている。また、霧島温泉地における各源泉について、現在講じているその保護に関する取組の状況は以下のとおりである。

① 霧島温泉郷

源泉	取組	実施主体	実施年度
硫黄谷 12 号	温度、湧出量、水位の測定を年 1 回実施。	源泉所有者	H27 年度～
硫黄谷 13 号	温度、湧出量、水位の測定を年 1 回実施。	源泉所有者	H27 年度～
栄之尾 3 号	温度測定、湧出量の目視確認、源泉まわりの清掃を毎日 1～2 回実施。	源泉所有者	H27 年度～
栄之尾 4 号	温度測定、湧出量の目視確認、源泉まわりの清掃を毎日 1～2 回実施。	源泉所有者	H27 年度～
栄之尾 5 号	温度測定、湧出量の目視確認、源泉まわりの清掃を毎日 1～2 回実施。	源泉所有者	H27 年度～
関 平 1 号	温度、成分検査を年 1 回実施。	源泉所有者	H 3 年度～
関 平 2 号	温度、成分検査を年 1 回実施。	源泉所有者	H 3 年度～
手 洗 13 号	温度、水位の確認を毎日実施。	源泉所有者	H26 年度～

手 洗 14 号	温度、湧出量等の測定を定期的 に実施。	源泉所有者	H24 年度～
手 洗 15 号	温度、湧出量等の測定を定期的 に実施。	源泉所有者	H24 年度～
手 洗 21 号	温度、湧出量等の測定を定期的 に実施。	源泉所有者	H24 年度～
手 洗 24 号	温度、湧出量等の測定を定期的 に実施。	源泉所有者	H24 年度～
手 洗 26 号	温度、湧出量等の測定を定期的 に実施。	源泉所有者	H24 年度～
母 野 1 号	温度、湧出量の定期的に確認。	源泉所有者	H26 年度～
丸 尾 12 号	温度、湧出量を毎日確認。	源泉所有者	H27 年度～
丸 尾 13 号	温度、湧出量を毎日確認。	源泉所有者	H27 年度～
丸 尾 14 号	温度、湧出量を毎日確認。	源泉所有者	H27 年度～
丸 尾 15 号	温度、湧出量を毎日確認。	源泉所有者	H27 年度～
丸 尾 51 号	温度の測定を年 3 回、湧出量の測定を 年 1 回実施。	源泉所有者	H25 年度～
丸 尾 102 号	温度の測定を年 3 回、湧出量の測定を 年 1 回実施。	源泉所有者	H25 年度～
丸 尾 54 号	温度、湧出量、水位の測定を年 3 回実 施。	源泉所有者	H27 年度～
丸 尾 62 号	温度の確認を毎日実施。	源泉所有者	H20 年度～
丸 尾 117 号	温度の確認を毎日実施。	源泉所有者	H20 年度～
丸 尾 97 号	温度、湧出量を毎日確認。	源泉所有者	H27 年度～
丸 尾 101 号	温度、湧出量を毎日確認。	源泉所有者	H27 年度～
丸 尾 112 号	温度、湧出量を定期的に確認。	源泉所有者	H26 年度～

② 霧島神宮温泉郷

源泉	取組	実施主体	実施年度
湯之野 1 号	蒸気の温度を定期的に測定。	源泉所有者	H27 年度～
湯之野 2 号	蒸気の温度を定期的に測定。	源泉所有者	H27 年度～
湯之野 3 号	蒸気の温度を定期的に測定。	源泉所有者	H27 年度～
湯之野 10 号	蒸気の温度を定期的に測定。	源泉所有者	H27 年度～
湯之野 12 号	蒸気の温度を定期的に測定。	源泉所有者	H27 年度～
湯之野 6 号	水位を定期的に確認。	源泉所有者	H27 年度～

(3) 今後の取組方策

現在取組を行っていない施設については、今後源泉地を定期的に目視確認するように努める。また、(2)の取組を行っている施設は、それを継続するとともに、それらに加えて以下の取組を進める。

① 霧島温泉郷

源泉	取組	実施主体	実施予定年度
硫黄谷 12 号	温度、湧出量、水位の測定を年 1 ～ 2 回実施。	源泉所有者	H28 年度～
硫黄谷 13 号	温度、湧出量、水位の測定を年 1 ～ 2 回実施。	源泉所有者	H28 年度～
関 平 1 号	湧出量、水位についても測定を年 1 回実施。	源泉所有者	H28 年度～
関 平 2 号	湧出量、水位についても測定を年 1 回実施。	源泉所有者	H28 年度～
丸 尾 54 号	温度、湧出量、水位の測定を月 1 回以上実施。	源泉所有者	H27 年度～
丸 尾 141 号	温度、湧出量、水位の測定を年 1 回実施。	源泉所有者	H28 年度～

※上表は平成 27 年度から平成 28 年度に各施設に調査を実施したため、実施予定年度が過年度になっているものがあります。

6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策

(1) 温泉の利用に当たっての関係施設等の状況

当温泉地において温泉の利用に当たって使用している設備及び温泉の利用状況は、以下のとおりである。

① 浴用利用のみ

温泉郷	源泉数	浴用利用施設までの設備	浴用利用施設数
霧島温泉郷	4	引湯管	3
	28	引湯管、貯湯槽	19
	1	引湯管、造成槽、引湯管、中間槽	1
	3	引湯管、貯湯槽、熱交換器	2
	1	引湯管、貯湯槽、循環施設	1
霧島神宮温泉郷	3	引湯管、貯湯槽	2
	5	引湯管、貯湯槽、配湯施設、減圧槽、循環施設（※）	14

※循環施設は1施設のみ利用

② 浴用及び飲用利用

温泉郷	源泉数	浴用利用施設及び飲用利用施設までの設備	施設数	
			浴用	飲用
霧島温泉郷	4	引湯管	1	1

(2) 取組の現状

当温泉地において温泉の設備所有者等が現在講じている衛生面での取り組み状況は、以下のとおりである。

設備	区分	取組	実施主体
源泉	条例等	水質検査を年1回以上実施。	源泉所有者
引湯管	自主的	多くの施設においてバルブ等の点検を実施。	設備所有者

貯湯槽	条例等	<p>(1) 槽内の湯水全体の温度を 60 度以上に保ち、かつ最大使用時でも 55 度以上に保っている。ただし、温度管理が出来ない場合は、槽内の湯水を消毒している。</p> <p>(2) 定期的に槽内のぬめりの状況を監視し、発生している場合は、清掃、消毒を実施している。</p>	設備所有者
浴槽	条例等	<p>(1) 浴槽水は、十分供給してあふれさせ、清浄に保っている。</p> <p>(2) 浴槽水は、毎日完全に換水している。ただし、毎日できない場合は、1 週間に 1 回以上完全に換水している。</p> <p>(3) 浴槽水の消毒は、塩素系の薬剤を使用し、遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常時において 0.2 から 0.4mg/リットルを保ち、最大時でも 1.0mg/リットルを超えることのないよう努めている。 ただし、次のような場合、ほかの適切な衛生措置を講じている。 ア 原湯等の性質その他の条件により塩素系の薬剤が使用できない場合 イ 原湯等の pH が高く、この基準を適用することが不適切な場合 ウ 他の消毒方法を使用する場合</p> <p>(4) 浴槽水は、色度、濁度、PH 値、有機物等、大腸菌群及びレジオネラ属菌について、水質検査を年 1 回以上実施している。</p>	設備所有者

回収槽	条例等	<p>オーバーフロー回収槽で回収した湯水は、浴用に使用していない。ただし、湯量の問題などで使用せざるを得ない場合、回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、回収槽内の湯水を消毒している。</p>	設備所有者
-----	-----	--	-------

その他	条例等	<p>(1) 打たせ湯、シャワーには、原湯又は原水を使用している。</p> <p>(2) 気泡発生装置、ジェット噴射装置などエアロゾル(目に見えないほどの細かな水滴)を発生させる装置は、完全換水後、24時間以内の浴槽水を使用している。 (連日使用型浴槽は、完全換水後の1日目のみ使用)</p> <p>(3) ろ過器は、1週間に1回以上、十分に逆洗浄するとともに、循環配管の生物膜(ぬめり)を適切な消毒方法で除去し、併せて(配管内の汚れが流れ込むので)浴槽も清掃している。</p> <p>(4) 消毒設備は、ノズルの目詰まり、誤作動等が無いよう維持管理を適切に行っている。</p> <p>(5) 集毛器(ヘアキャッチャー)は、毎日清掃している。</p> <p>(6) 調整箱(洗い場のカラン等の温度調節用)は、定期的に清掃している。</p> <p>(7) 営業者は、それぞれの施設に合った作業マニュアル、点検表(日報)を作成して、従業員への衛生教育を行い、マニュアルの周知徹底を図るとともに、衛生管理責任者を定めている。</p> <p>(8) 浴槽水を公共水域に排水する場合は、環境保全のため、必要な処理を行っている。</p>	設備所有者
-----	-----	--	-------

設備周辺	自主的	すべての設備周辺において、状況を確認しながらその都度清掃を実施している。	設備所有者
------	-----	--------------------------------------	-------

(3) 今後の取組の方策

(2) の取組を今後も継続する。

7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策

(1) 温泉の公共的利用の状況

当温泉地の今日をつくった功労者は初代林田熊一であり、氏は昭和4年に林田温泉を自動車交通網の中に入れ、交通アクセスの近代化を図った。その後、生活レベルの向上につれ、主な来訪客が湯治客から観光客に代わり、旅館、ホテルの増新築が急速に行われた。

① 過去3年間の温泉の利用者数

(1月～12月、単位：人)

温泉地	区分	平成25年	平成26年	平成27年
霧島温泉郷	宿泊	540,548	504,728	459,256
	日帰	90,050	90,792	79,716
霧島神宮温泉郷	宿泊	166,945	132,644	136,056
	日帰	94,153	91,584	79,677
小計	宿泊	707,493	637,372	595,312
	日帰	184,203	182,376	159,393
合計		891,696	819,748	754,705

② 最近1年間（平成27年）の温泉の利用者数

（単位：人）

温泉地	区分	施設数	総定員	利用者数					
				1月	2月	3月	4月	5月	6月
霧島温泉郷	宿泊	23	3,513	33,534	32,253	46,259	34,883	43,717	28,556
	日帰	23		7,632	6,356	4,991	8,320	8,790	5,344
霧島神宮温泉郷	宿泊	10	1,825	8,698	10,594	15,306	9,874	12,168	9,699
	日帰	10		16,058	12,423	7,866	6,438	7,695	4,818
小計	宿泊	33	5,292	42,232	42,847	61,565	44,757	55,885	38,255
	日帰	33		23,690	18,779	12,857	14,758	16,485	10,162
合計		66	5,338	65,922	61,626	74,422	59,515	72,370	48,417

温泉地	区分	利用者数						
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
霧島温泉郷	宿泊	32,010	50,949	35,847	39,785	42,718	38,745	459,256
	日帰	6,556	6,100	4,305	6,706	8,023	6,593	79,716
霧島神宮郷	宿泊	8,077	13,169	10,430	11,367	13,235	13,439	136,056
	日帰	3,467	5,297	5,715	4,512	2,710	2,678	79,677
小計	宿泊	40,087	64,118	46,277	51,152	55,953	52,184	595,312
	日帰	10,023	11,397	10,020	11,218	10,733	9,271	159,393
合計		50,110	75,515	56,297	62,370	66,686	61,455	754,705

(2) 取組の現状

当温泉地において、温泉の公共的利用の増進を図るため、現在行っている取組の状況は以下のとおりである。

温泉地	取組	実施主体
霧島温泉郷	当温泉郷では旅館協会が 14 施設で組織されており、加盟施設が一体となって当温泉の魅力を発信している。その魅力発信としてパンフレットの作成等を行っている。	霧島温泉旅館協会
	温泉の余剰蒸気を利用して地熱発電や給湯過熱、暖房、冷房に利用している。	1 宿泊施設
	観光客等に温泉施設等の紹介を行っている。	霧島温泉観光案内所
霧島神宮温泉郷	当温泉郷では旅館協会が 9 施設で組織されており、加盟施設が一体となって当温泉の魅力を発信している。その魅力発信としてパンフレットの作成等を行っている。	霧島神宮温泉郷旅館協会
	観光客等に温泉施設等の紹介を行っている。	霧島市観光案内所
霧島温泉郷 及び 霧島神宮温泉郷	各施設でホームページ、パンフレット等を作成し、周知に努めている。	各施設
	各種観光パンフレットや公式ホームページに当温泉郷を紹介している。	霧島市、 (公社)霧島市観光協会
	全国の各種イベント等で当温泉郷のPRを行っている。	霧島温泉旅館協会、霧島神宮温泉郷旅館協会、霧島市、(公社)霧島市観光協会
霧島市全体	霧島市内の温泉施設を回るスタンプラリー「きりしまゆ旅」を実施しており、豊富な湯量と多くの泉質を持つ温泉をPRしている。	いざ霧島キャンペーン実行委員会
	平成 26 年 4 月に霧島温泉大使として、愛知県名古屋市のパイロットインキ社の人気キャラクター「アヒル隊長」が就任し、霧島の温泉のPRを行っている。	いざ霧島キャンペーン実行委員会

(3) 今後の取組方策

当温泉地の温泉の公共的利用増進を図るために、(2)の活動を継続、拡張するとともに、公衆無線 LAN 機器の設置や各種施設のバリアフリー化、外国語標記等の環境整備等を実施し、利用者の利便性の向上を図る。また、当温泉地における主たる公共交通アクセス手段であるバスについて、観光客の動向等を調査し、より効果的なルートを構築できないか検討する。

8. 高齢者、障がい者に配慮したまちづくりに関する計画

(1) 公共の用に供する施設の状況

当温泉地における公共の用に供する主な施設の状況は、以下のとおりである。

温泉地	区分	施設
霧島温泉郷	公有施設	道路（国道 223 号、県道 1 号、県道 104 号他市道等）、鹿児島大学病院霧島リハビリテーションセンター、霧島国際音楽ホール、宿泊施設（霧島高原国民休養地）、研修施設（霧島自然ふれあいセンター）、日帰り入浴施設（関平温泉）、霧島温泉観光案内所、霧島高原乗馬クラブ、関平鉱泉販売所、物産館、森林セラピーロード（丸尾自然探勝路、手洗散策路、柳ヶ平散策路）
	私有施設	郵便局、霧島桜ヶ丘病院、霧島温泉クリニック、奥歯科医院、宿泊施設 22 施設
霧島神宮温泉郷	公有施設	道路（国道 223 号、県道 60 号、県道 480 号他市道等）、霧島市立霧島小学校、キャンプ施設（霧島緑の村）、日帰り入浴施設（神乃湯）、霧島市観光案内所、森林セラピーロード（霧島神水峡遊歩道）、霧島神話の里公園
	私有施設	霧島神宮、霧島杉安病院、中村歯科、宿泊施設 14 施設

(2) 取組の状況

当温泉地において、高齢者、障がい者等に配慮したまちづくりのため、現在行っている取組の状況は、以下のとおりである。

温泉地	区分	施設	取組	実施主体
霧島温泉郷 及び 霧島神宮温 泉郷	公有施設	道路	適切な維持管理を実施している。	鹿児島県、 霧島市
		建築物	いくつかの施設について、段差の解消や障がい者用トイレの設置などバリアフリー対応している。	霧島市
		観光施設	外国人観光客等の利便性向上のため、公衆無線 LAN を設置している。 また、案内看板等の多言語表記がなされている。	霧島市
	私有施設	建築物等	平成 27 年度に市が観光客受入態勢支援事業を実施し、民間の宿泊施設、温泉施設、複合的観光施設等へ補助を実施し、バリアフリー化、公衆無線 LAN の設置等がなされた。	宿泊施設、 温泉施設、 複合的観光 施設等

(3) 今後の取組の方策

当温泉地において、さらに高齢者、障がい者等に配慮したまちづくりを図るため、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

温泉地	区分	施設	取組	実施主体
霧島温泉郷	公共施設	バス停	霧島温泉地の主たるバス停である丸尾バス停に屋根を設置する。	霧島温泉旅館協会
霧島温泉郷 及び 霧島神宮温泉郷	公有施設	道路等	今後改良する路線においてはバリアフリー化を推進する。歩道幅や段差切下げ、フラット形式の歩道設置、視覚障がい者誘導用床材の敷設を引き続き推進し、円滑に通行できる歩行空間の整備を図る。また、安全な移動の確保のため、歩行を妨げる電柱や車止めの移設・排除、電線・電話線の地中化等についても引き続き検討する。	霧島市
		公共施設	「鹿児島県福祉のまちづくり条例」に基づき、新設する公共施設については、バリアフリー化を推進する。今後も障害特性や障害のある人のニーズに対応するとともに、すべての人が円滑に利用できる公共施設のバリアフリー化に努める。	鹿児島県、霧島市
		駐車場、トイレ等	身障者専用の駐車場、トイレ等についてはすべての公共施設で設置されている状況ではないことから、順次設置を推進する。	霧島市
	私有施設	建築物等	今後も引き続き、バリアフリー化や多言語標記を検討・実施する。	宿泊施設、温泉施設

上表以外に、霧島市として、すべての人にとって利用しやすい公共交通機関となるよう、バス、鉄道、交通施設のバリアフリー化の促進、利便性の向上に努める。現在運行しているコミュニティバス（ふれあいバス）の利用推進にも

取り組んでいく。また、公共施設における車イスの貸し出しの充実を図り、同行援護や行動援護の充実を図る。

9. 災害防止対策に係る計画及び措置

(1) 温泉地の地勢及び災害の発生状況

この温泉地は鹿児島県のほぼ中心地である鹿児島県霧島市牧園地区、霧島地区の霧島山中の山腹に散在し、標高 400m から 910m の間に位置している。この温泉地の一部は昭和 9 年に日本で最初に指定された国立公園である霧島錦江湾国立公園の霧島地域を含んでおり、北部には韓国岳、大浪池、新燃岳、中岳、高千穂峰などの霧島山が高く連なってそびえている。

霧島温泉郷においては昭和時代に山地災害があり、発生詳細は不明であるが、治山事業にて整備されている。また、平成 23 年 1 月 26 日に新燃岳が約 300 年ぶりに噴火した。人的被害はなかったが、周辺の宿泊施設や住宅などでは衝撃波によりガラス窓が割れるなどの被害も発生した。現在も新燃岳、中岳、獅子戸岳、大幡山は入山規制が続いている。

(2) 計画及び措置の現状

この温泉地及びその周辺における災害防止対策に係る計画及び措置の現状は下記のとおりである。

温泉地	計画又は措置	計画又は措置の概要
霧島温泉郷	山地災害危険地区の設定	林野庁の「山地災害危険地区調査要領」を基に、地質や地形等から地区を設定し、地域住民への周知を推進している。
	土砂災害警戒区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、霧島市内で 796 箇所を土砂災害警戒区域に指定し、うち 9 箇所を土砂災害特別警戒区域に指定している。(平成 27 年 10 月 1 日現在) 霧島市地域防災計画において災害応急・避難対策及び警戒区域等記載がある。
	砂防指定地の指定	砂防法に基づき、19 箇所を砂防指定地指定している。
	地すべり防止区域の指定	地すべり等防止法に基づき、5 箇所を地すべり防止区域に指定している。 なお、このうち、「丸尾地区」「新湯地区」で地すべり対策事業推進している。
霧島神宮温泉郷	山地災害危険地区の設定	林野庁の「山地災害危険地区調査要領」を基に、地質や地形等から地区を設定し、地域住民への周知を推進している。
	土砂災害警戒区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、霧島市内で 796 箇所を土砂災害警戒区域に指定し、うち 9 箇所を土砂災害特別警戒区域に指定している。(平成 27 年 10 月 1 日現在) 霧島市地域防災計画において災害応急・避難対策及び警戒区域等記載されている。
	砂防指定地の指定	砂防法に基づき、10 箇所を砂防指定地指定している。 なお、このうち、「霧島川」において、火山砂防事業を推進している。
	急傾斜地崩壊危険区域の指定	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、7 箇所を急傾斜地崩壊危険区域に指定している。 なお、このうち「柿木原地区」において急傾斜地崩壊対策事業を推進している。

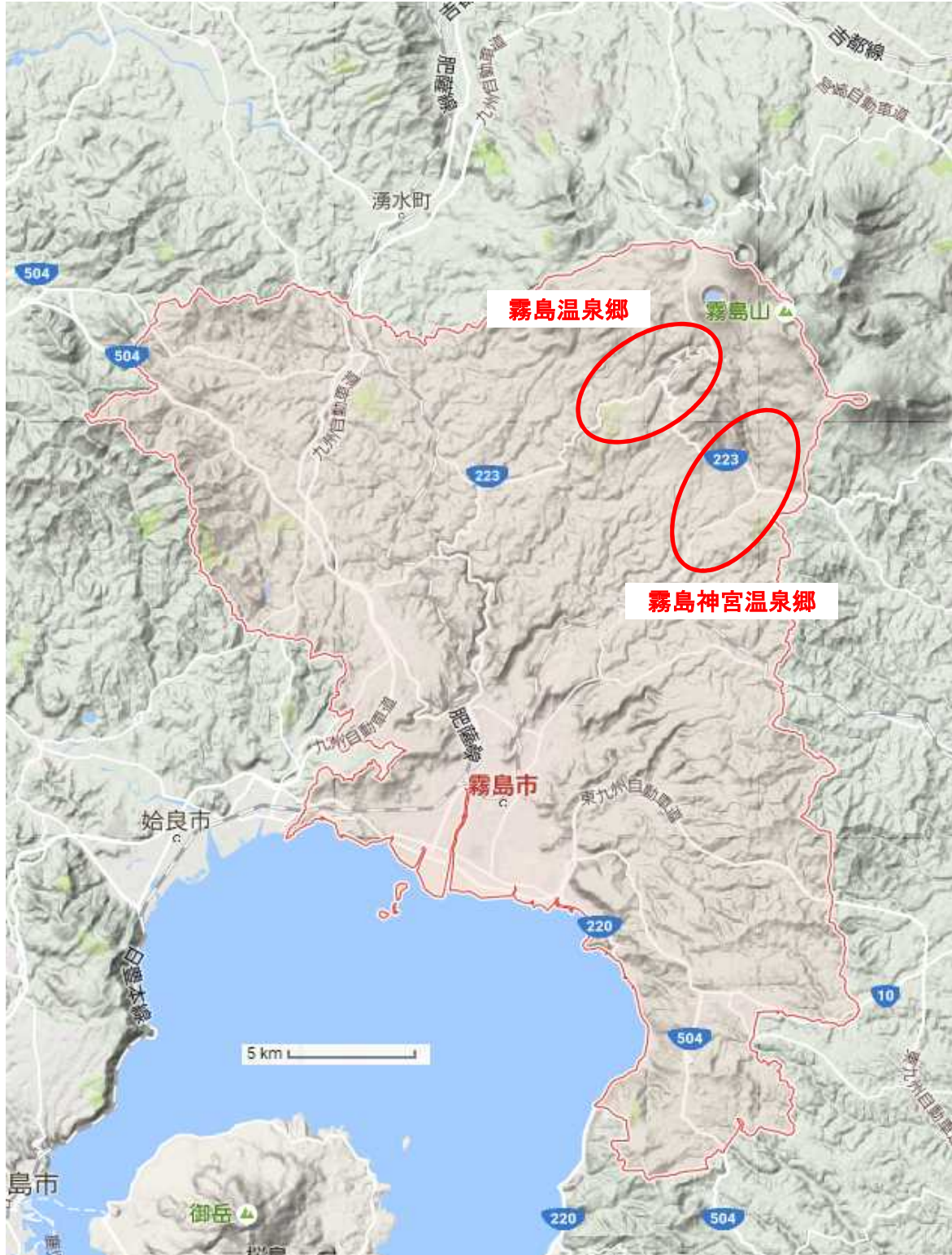
(3) 今後の取組方策

この温泉地及びその周辺における災害防止対策に係る計画及び措置の今後の取組方策は下記のとおりである。

温泉地	取組	実施主体
霧島温泉郷	危険地区の点検を毎年梅雨前に実施し、状況を市から県へ報告を実施していく。また、治山事業の実施には危険地区の設定が条件となる。	鹿児島県、霧島市
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査について、霧島市内にも未実施地域が存在するため、基礎調査の推進、調査結果の公表、公表箇所の指定作業を順次、実施していく予定である。	鹿児島県
	「丸尾地区」「新湯地区」で今後も地すべり対策事業を推進していく。	鹿児島県
霧島神宮温泉郷	危険地区の点検を毎年梅雨前に実施し、状況を市から県へ報告を実施していく。また、治山事業の実施には危険地区の設定が条件となる。	鹿児島県、霧島市
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査について、霧島市内にも未実施地域が存在するため、基礎調査の推進、調査結果の公表、公表箇所の指定作業を順次、実施していく予定である。	鹿児島県
	「柿木原地区」において今後も急傾斜地崩壊対策事業を推進していく。	鹿児島県

霧島温泉地位置図

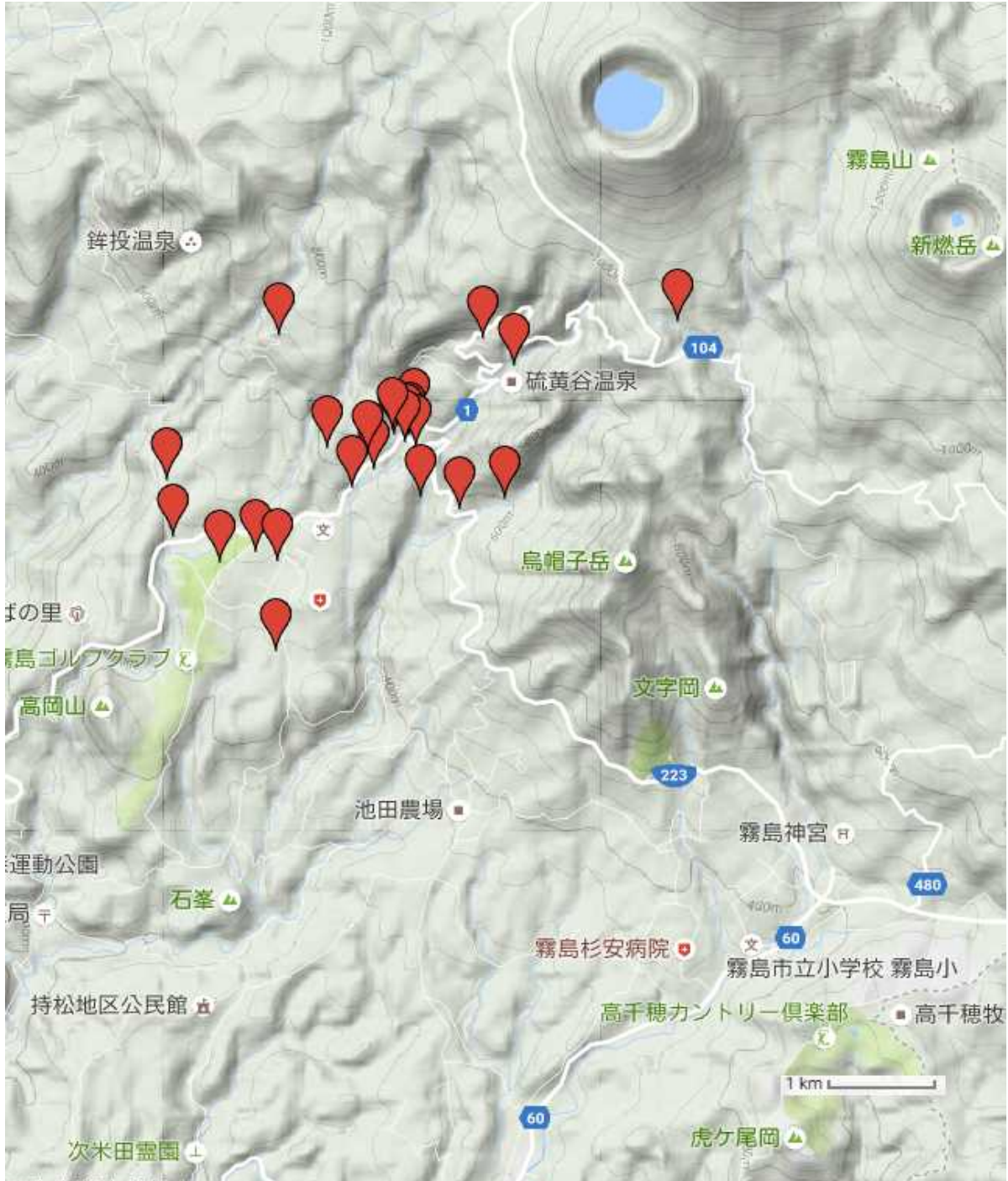
縮尺 1/250,000




霧島温泉郷区域図

📍: 温泉施設

縮尺 1/62,500



霧島神宮温泉郷区域図

 : 温泉施設

縮尺 1/31,250

